

- 2016 全日本 470 級ヨット選手権大会東北予選会
- 2016 全日本スナイプ級ヨット選手権大会東北予選会
- 2016 東北シングルハンド級ヨット選手権
- 2016 東北学生個人ヨット選手権
- 2016 東北 420 級ヨット選手権

2016 東北ヨット選手権大会 帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 2013-2016 セーリング競技規則(以下「規則」という)に定義された規則を適用する。 ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 規則 P を適用する。

2 競技者への通告

競技者への通告は、リアスハーバー宮古管理棟近くに設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下「指示」という)の変更は、それが発行する当日の各種目の予告信号予 定時刻の60分前までに掲示する。
- 3.2 レース海面の変更は、当該レースの「D旗」掲揚までに掲示する。
- 3.3 レース日程の変更は、それが発行する前日の 19:00 までに掲示する。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部棟2階に設置されたポールに掲揚する。
- 4.2 音響 1 声と共に掲揚される「D旗」は、「予告信号はD旗掲揚後 30 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない」ことを意味する。

「D旗」がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。

- 4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して、「AP旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D」旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。
- 4.4 「Y旗」が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。 この項は、第4章前文を変更している。

5 レース日程

5.1 レースの日程は、以下のとおりとする。

	予告信号予定時刻						
種目	7月2日(土)		7月3日(日)				
	第 1 レース	第 2 レース	第 3 レース	第 4 レース	第 5 レース		
470級 セーリンク゛・スピリッツ級	12:25	引き続き	10:00	引き続き	引き続き		
スナイプ級	12:35	引き続き	10:10	引き続き	引き続き		
420 級	12:55	引き続き	10:30	引き続き	引き続き		
シンク゛ルハント゛A級	13:05	引き続き	10:40	引き続き	引き続き		
シンク゛ルハント゛B級	13:15	引き続き	10:50	引き続き	引き続き		

- 5.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲 場する。
- 5.2 7月3日(日)には、14:01より後に予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

種目	ク ラ ス 旗				
470級	470 級の記章を記した白色旗				
スナイプ級	スナイプ級の記章を記した白色旗				
420級	420 級の記章を記した白色旗				
シングルハンドA級	レーザー級の記章を記した白色旗				
シングルハンドB級	レーザーラジアル級の記章を記した黄色旗				

7 レース海面

- 7.1 宮古湾「添付資料1」に示す海面にA、B 2レース海面 を設定する。
- 8.2 「添付資料 1」どおりのレース海面にならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。 この項は、規則 62.1(a) を変更している。

8 コース

- 8.1 「添付資料 2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇の掲示板に艇の帆走すべきコース「添付資料2」 の英数字と最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

- 9.1 マーク1、4p及び4sは、黄色の円柱形ブイとする。 マーク2、3p及び4sは、緑色の円柱形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会の信号艇 とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。
- 9.4 指示 11 に従いコースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、ピンク色の円柱形のブイとする。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね50m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 10.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。この項は、規則 A4 を変更している。
- 10.4 「U旗」が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。

艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしで失格とされる。ただし、 レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合に は、失格とはされない。この項は、規則 26 を変更している。なお、この指示が適用される 場合には、規則 29.1 は適用されない。

10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース 委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の 当該レース委員会艇がおこなう「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予 告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視され るものとする。この項は、規則レース信号および29.2を変更している。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポール の間とする。

13 タイム・リミット

規則 30.3 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、

規則35、A4およびA5を変更している。

14 スタート後の短縮または中止

- 14.1 レース委員会は、規則 32 に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後概ね 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。またスタート後概ね 60 分以内にレースが終了しそうもない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。この項は、規則 32.1 を変更している。
- 14.2 指示 14.1 の時間どおりにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、 規則 62.1(a) を変更している。
- 14.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「N旗」の掲揚・降下について規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および32.1を変更している。

15 抗議と救済要求

- 15.1 抗議および救済または審問再開の要求は、「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入の上、適切な締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻は掲示する。その日の当該クラスの抗議締切時刻はその日の最終レースに 最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」 という信号を発した後のどちらか遅い方から 70 分とする。
 - ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 15.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締切時刻後30分以内に掲示する。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 15.5 指示 1.2 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 15.6 指示 4.2、10.2、17、19.1、21、22 及び 25 の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求 の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により決定される。失格より軽減された場合、この指示に基づく裁量のペナルティーは DPI を用いる。
- 15.7 審問再開は、判決を通告された日の翌日の9時までの間に限り求めることができる。ただし、7月3日(日)に行われたレースについては判決を通告されてから15分以内とする。この項は、規則66を変更している。
- 15.8 7月3日(日)のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から15分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

16 得点

- 16.1 本大会は各種目とも5レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。
- 16.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合、全レースの合計得点とし、 5 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.3 指示 20 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し確定順位+3点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点が与えられることはない。この項は、規則 63.1、A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 20.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 20.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 16.4 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。
- 16.5 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇は「レース委員会事務局」に用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入し訂正を要請しなければならない。
- 16.6 東北学生個人ヨット選手権の成績は、各種目の総合成績より、対象艇の着順を抽出し再計算される。この場合の参加艇数は、本大会に参加が認められた対象艇の数とする。

17 申告

- 17.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、クラブハウスに設置されたポールに当該種目のクラス旗が掲揚された後、「レース申告受付所」に用意される。
- 17.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 17.3 出艇しようとする艇の艇長は、指示 17.1 に従う時刻から当該クラスの「D旗」掲揚 10 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。
 - 引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの 分も合わせ申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長 は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しをしなければならない。
- 17.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)60 分間用意する。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 17.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示 17.3 に従い再度出艇申告を行なわなければならない。
- 17.6 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの 意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇 の艇長は、帰着後直ちに指示 17.4 の帰着申告を行った上、「リタイア報告書」を「レース申 告受付所」に提出しなければならない。

18 安全規定

18.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則

- 62.1(a)を変更している。
- 18.2 艇は、自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付ける事ができる。

19 装備

- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。装備の交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会事務局に行なわなければならない。
- 19.2 艇または装備は、クラス規則と実施要項ならびに帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

水上では、艇は、レース委員会艇により、検査のために直ちに指定エリア (その都度指定する) に向かうことを指示されることがある。

20 支援艇

- 20.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。
- 20.2 支援艇は、レース委員会艇の運行を妨げてはならない。また、レース委員会からの要請がない限り、最初にスタートするクラス の準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼナラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースしているエリアの外側にいなければならない。
- 20.3 指示 20.1、20.2 に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対しペナル ティーが課せられることがある。
- 20.4 大会期間中に競技艇を支援する艇及び者が、規則 69 に違反した場合は、関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられる。

21 ごみの処分

艇はごみを支援艇および大会運営艇に渡してもよい。

22 無線通信

緊急の場合を除き、艇は無線送信も、全ての艇が利用出来ない無線通信の受信もしてはならない。この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。

23 賞

各種目の総合成績1位に優勝杯(持ち回り)と、1位から3位までに賞状を授与する。

24 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任(規則 4「レースをすることの決定」参照)において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

25 保険

参加者は、各自、傷害保険に加入し、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付資料1 レース海面



潮位表 (参考)

月日(曜日)	潮	干潮	満潮	日	
		時刻 (潮位)	時刻 (潮位)	日出	日 没
7月2日(土)	中潮	7:40(17)	14:55 (114)	4:09	19:04
7月3日(日)	大潮	8:30(7)	15:44(120)	4:09	19:03

添付資料2 コース

コース" I " トラペゾイド インナーループ

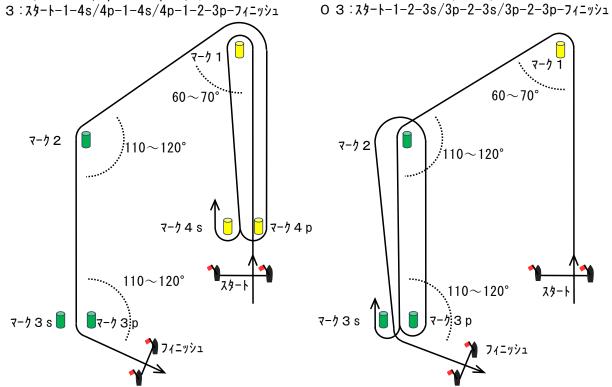
コース"O" トラペゾイド アウターループ

マーク 1

I 2:スタート-1-4s/4p-1-2-3p-フィニッシュ

I 3:39-1-1-4s/4p-1-4s/4p-1-2-3p-77=y>1

O 2:スタート-1-2-3s/3p-2-3p-フィニッシュ

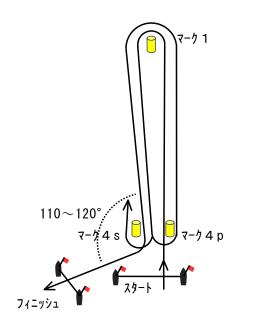


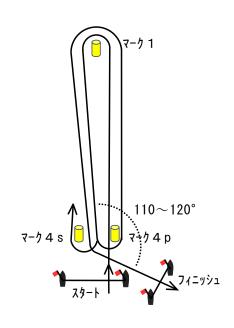
コース"LG" 上下・スターボード・フィニシュ

L G 2:スタート-1-4s/4p-1-4s-フィニッシュ L G 3: スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4sフィニッシュ コース"LR" 上下・ポートフィニシュ

L R 2:スタート-1-4s/4p-1-4p-フィニッシュ

LR3: スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4pフィニッシュ





コース"W" 上下・上フィニシュ

W 2:スタート-1-4s/4p-フィニッシュ W 3:スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-フィニッシュ

